

奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第八号

奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県いじめ対策委員会条例

第一条中「法」という。）の下に「第十四条第三項及び」を加え、「奈良県立学校いじめ問題調査委員会」を「奈良県いじめ対策委員会」に改める。

第二条を次のように改める。

（所掌事務）

**第二条** 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奈良県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関すること。
- 二 法第二十四条に規定する調査に関すること。
- 三 県立学校における法第二十八条第一項に規定する重大事態についての調査に関すること。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例（以下「旧条例」という。）第三条第二項又は第七条第二項の規定により委嘱された奈良県立学校いじめ問題調査委員会の委員又は専門委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の奈良県いじめ対策委員会条例（以下「新条例」という。）第三条第二項又は第七条第二項の規定により奈良県いじめ対策委員会の委員又は専門委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第四条の規定にかかわらず、同日における旧条例第四条の規定による委員

としての任期の残任期間と同一の期間とする。